

議案第39号

文化財の県指定について

1 提案理由

令和3年11月29日に、石川県文化財保護審議会から文化財の県指定について答申があったため

2 根拠法令等

石川県文化財保護条例（昭和32年石川県条例第41号）第4条第1項

3 諮問内容

有形文化財

種別	名称	員数	所在地	所有者
彫刻	木造随神坐像	2軀 1対	七尾市中島町横田1部148番地 中島お祭り資料館・お祭り伝承館	久麻加夫都阿良 加志比古神社
考古資料	西念・南新保 遺跡出土品	600点	金沢市上安原南60番地 金沢市埋蔵文化財センター 金沢市新保本5丁目48番地 金沢市埋蔵文化財収蔵庫	金沢市

4 指定日

告示日

もくぞうずいしんざぞう
木造随神坐像

1	種別	有形文化財（彫刻）
2	名称	木造随神坐像
3	員数	2 軀 1 対
4	所在地	中島お祭り資料館・お祭り伝承館 （七尾市中島町横田 1 部 1 4 8 番地）
5	所有者	くまかぶとあらかしひこ神社 （七尾市中島町宮前ホ部 6 8 番地 1 の 1）
6	形状	木造（針葉樹材）一木造 玉眼 像 1：像高 96.5cm 像 2：像高 98 cm
7	年代	鎌倉時代
8	作者	不明
9	維持管理方法	中島お祭り資料館・お祭り伝承館にて保存管理
10	指定理由	鎌倉時代に造られた県内でも技術・造形とも優れた随神像である。 （詳細は別紙のとおり）
11	写真	別添のとおり

別紙（指定理由）

本像は久麻加夫都阿良加志比古神社の薬師社に安置されていた一对の随神像である。

弘安6年（1283）に神社の社殿が修造された棟札が残り、社殿に続いて門が建立された時に本像も造られたと想定されている。表面の風化が著しく、これらがかつて、門に安置されていたことを示すものである。

両像ともに巾子冠^{こじかん}を戴き、袍^{ほう}を着て、太刀^はを佩き、笏^{しゃく}を持ち、椅子に坐す姿である。現存の太刀、笏は後補である。針葉樹材^{いちぼくづくり}の一木造^{うちぐり}で、内刳は施されていない。頭軀幹部を一材とするが、顔は前部で割り、玉眼^{ぎょくがん}を内側から嵌入^{かんにゅう}し、両肩、膝前、脊部^{くつ}を矧^はぎ寄せている。像1は顔をやや左に向け、右手に笏を持ち、両脚を垂下して坐る。像2は顔を正面に向け、腹前に両手で笏を構え、左脚を垂下し右脚を左太ももに添えるように坐る。両像とも彩色はほとんど剥落しているが、四肢のつながりが自然で、衣のしわは体の動きに応じて刻まれ、その質感をよく表している。

本像は石川県内の随神像の中でも技術・造形とも優れており、有形文化財として指定し、その保存を図ることが必要である。

木造随神坐像



像 1



像 2

※写真では笏は持っていないが、
展示時は笏を持つ。



像 1 の拡大



像 2 の拡大

さいねん みなみしんぼ
西念・南新保遺跡出土品

- 1 種 別 有形文化財（考古資料）
- 2 名 称 西念・南新保遺跡出土品
- 3 員 数 600点
(内識別紙)
- 4 所 在 地 金沢市埋蔵文化財センター
(金沢市上安原南60番地)
金沢市埋蔵文化財収蔵庫
(金沢市新保本5丁目48番地)
- 5 所 有 者 金沢市
- 6 年 代 弥生時代中期～後期
- 7 指 定 理 由 北陸の弥生時代中期からの後期にかけての生活・
技術・交流・文化を良く知ることができる代表的な
考古資料である。
(詳細は別紙のとおり)
- 8 図面・写真等 別添のとおり

別紙（指定理由）

西念・南新保遺跡は、金沢市の沖積平野の微高地に立地する弥生時代から中世にかけての複合遺跡である。昭和55年度から平成元年度にかけて金沢市教育委員会が発掘調査を実施し、弥生時代の遺構として水路や堰、竪穴建物・平地建物・掘立柱建物等の建物跡、井戸跡、方形周溝墓・土坑墓などが発見され、当該時代の土器、木器、石器、金属器等が出土しており、農耕を生業とした加賀北部の中核的な集落と位置付けられている。

土器は、壺、甕、鉢、高杯、器台、蓋等があり、保存状態が良好で、弥生時代中期後半から後期（紀元前1世紀～後2世紀）にかけての基準的資料として高く評価されている。また、「鹿」や「建物」を描いた絵画土器は、豊作を願う弥生時代の精神世界の一端を示す資料である。

木器は、農具、容器、楽器、祭祀具、紡織具、武器等があり、木工技術の高さを示す資料である。農具では鍬、鋤、竪杵等、容器では桶、高杯等があり、中でも高杯は、杯部外面に六葉の浮き彫りがあり、全体を赤彩した後に杯部内面に黒漆を施した精巧品であり、酷似した資料が出土している山陰との交流を示し、特筆される。楽器では琴が3点あり、県内初例である。祭祀具では舟形、武器形、渦巻文を施す装飾板等がある。

石器は、農具・工具では石鍬、石包丁、石斧等、武器では石鏃、石剣等がある。金属器は、工具類では鉄製ヤリガンナ、ノミ等が、祭祀具では銅鏡、武器類では銅鏃、鉄剣等がある。また、装身具としては、石製の勾玉、管玉やガラス製の小玉等があり、前者には未成品や原石が出土していることから、当遺跡で製作されていたものと考えられる。

以上の多種多様な出土品は、北陸の弥生時代中期から後期にかけての生活・技術・交流・文化を良く知ることができる代表的な考古資料であり、有形文化財に指定して保存を図るものである。

西念・南新保遺跡出土品内訳

種類		計	
土器	壺(うち絵画土器4)	87	
	甕	193	
	鉢	54	
	高杯	52	
	器台	25	
	蓋	22	
	小型土器	3	
	土製品	6	
	計	442	
木器	農具	鋤	3
		鋤	2
		大足	1
		堅杵	4
		横槌	3
	工具	斧柄	1
		容器	桶
	槽		1
	高杯		2
	鉢		2
	箱型容器		1
	容器脚台	1	
	楽器	琴	3
	祭祀具	舟形	2
		刀形	1
		剣形	2
	紡織具	機織具	5
	武器	弓	2
	建築材	ネズミ返し	2
		はしご	1
		垂木	1
	その他	櫓	1
		火きり臼	1
		装飾板	1
		有脚円盤	1
		へら状	3
		木槌状	1
計	62		

種類		計	
石器	農具	石鋤	16
		石包丁	5
		剥片石器	5
	漁具	石錘	3
	工具	大型蛤刃石斧	5
		扁平片刃石斧	2
		両刃石斧	4
		環状石斧	2
		砥石	17
		凹石	4
	紡織具	敲石	1
		紡錘車	1
		武器	打製石鏃
	磨製石鏃		1
	装身具	石剣	1
勾玉		4	
管玉		11	
計	85		
金属器など	工具	鉄ヤリガンナ	1
		鉄ノミ	1
	祭祀具	銅鏡	1
	武器	銅鏃	4
		鉄剣	1
	装身具	ガラス玉	3
計	11		

総合計	
土器	442
木器	62
石器	85
金属器など	11
計	600

西念・南新保遺跡出土品 土器



弥生時代後期（前半）の土器



弥生時代後期（後半）の土器



絵画土器（鹿）



絵画土器（建物）

西念・南新保遺跡出土品 木器



桶



高杯



桶（小型）



琴



裝飾板

西念・南新保遺跡出土品 金属器等



石鏃（磨製）



銅 鏃



鉄劍（短劍）



勾 玉



銅 鏡



管 玉